

アピアランスケア支援補助金Q&A

質問	回答
制度について	
1 この制度は何回も利用できるか。	対象者1人につき、対象品(1)医療ウィッグと(2)乳房補整具それぞれ1回限りです。 1回利用された方は、申請する年度が変わっても、対象外です。
2 以前この制度を利用したが、再発した場合や異なるがんになり患した場合などは、改めて利用できるか。	対象者1人につき、対象品(1)医療ウィッグと(2)乳房補整具それぞれ1回限りです。同種の対象品では、利用できません。
対象者について	
3 大府市内に住んでいるが、住民票は市外にある。対象になるか。	住民票が大府市内にある方を対象としておりますので、大府市内にお住まいでも、住民票が市外にある方は対象となりません。
4 住民票は大府市内にあるが、現在の住居の住所とは異なる。申請書はどちらの住所を記載すればよいか。また、現住所に書類を送ってもらうことは可能か。	申請書には住民票の住所を記載してください。交付決定書などの書類は現住所に送付することができますので、別紙に現住所を記載して申請書に添付してください。
5 がん治療を受けた日が3年前ですが、対象となるか。	治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具の購入が申請の対象期間内であれば、対象となります。
6 抗がん剤治療をこれから受ける予定だが、申請できるか。	脱毛症状が想定される抗がん剤治療を受ける予定であることが分かる書類(治療方針計画書等)の写しを提出いただくことで、治療開始前でも申請可能です。
7 どのような疾患が対象となるか。	<p>全国がん登録の届出対象となる疾患※1及び、造血幹細胞移植を実施する非がん疾患※2を対象とします。</p> <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍(次に掲げるものに限る。) <p>境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍</p> <p>・消化管間質腫瘍</p> <p>※2 再生不良性貧血など</p>
8 異なるがんになり患した場合や再発の場合には、再度申請が可能か。	再発・転移など異なるがんになり患した場合でも、再度の申請はできません。
9 他の制度で同様の助成を受けることができる場合も、この制度の対象となるか。	他の制度で助成または給付を受けることができる場合は、対象外です。
10 過去にウィッグで補助を受けました。今回乳房補整具で補助をうけられるか。	可能です。 (医療用ウィッグ、乳房補整具のそれぞれで1人1回申請ができます。)
11 抗がん剤以外の治療による脱毛症状にも助成してもらえるのか。 例)放射線治療の)全脳照射	抗がん剤以外でも、がん治療に伴う脱毛症状によりウィッグが必要であれば対象になります。脱毛症状が、がん治療に伴うものであることが証明できる書類等が必要になりますので、申請前にご相談ください。
対象品について	
12 ウィッグの付属品はどこまで対象となるか。	ウィッグ本体及びウィッグを装着するためのネットは対象となります。 頭皮保護用ネットのみ、毛付き帽子、くしやクリーナー等の付属品は対象となりません。
13 乳房補整具について、補助対象となるものは何か。	補整下着(補整パッドと下着が一体になったもの)、補整パッド、人工乳房(肌に直接接着させて使うもの)が対象となります。 補整パッド又は人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着は、補整パッド又は人工乳房と共に補助申請をする場合のみ対象とします。
14 補助対象となる補整具は、1人1つずつか?	購入される個数は問いませんので、複数でも対象となります。ただし、申請は1回にまとめて合計額で申請してください。また、いずれの補整具についても申請期限内にあることが必要です。
15 対象となるウィッグは医療用に限るか。	医療用かどうかに関わらず、がん治療の副作用を理由とする脱毛を補正するためのウィッグであれば対象となります。(JIS規格適合品以外でも対象となります。)
16 複数の店舗で購入したが、まとめて申請できるか。	まとめて申請いただくことは可能です。一番最初に購入された日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

17	ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象となるか。	対象となりません。購入費用のみを対象としています。
18	ウィッグのヘアピース(部分かつら)は対象となるか。	対象となります。
19	ウィッグを自作したいが、材料費は対象となるか。	対象となりません。
20	乳房補整具は左右それぞれで1回申請が可能か。	片側、両側にかかわらず1回の申請になります。
補助金額について		
21	対象となるのは、消費税込みの金額か。	消費税込みの金額です。
22	いくら助成してもらえるのか。	補助額は、購入費用の2分の1以内でウィッグ3万円、乳房補整具5万円を上限とします。
23	補整具購入にかかった手数料や送料等は補助対象となるか。	対象となりません。
書類の記載について		
24	申請書類等に消えるボールペンを使用してもよいか。	申請書類等への記載はボールペン等を使用し、シャープペンや消えるボールペン等は使用しないでください。
交付申請について		
25	申請書類の提出先は。	大府市健康増進課(保健センター内)で受け付けております。 〒474-0035 大府市江端町四丁目2番地 電話:0562-47-8000 開館日時:月～金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分(水曜日午後7時15分)
26	申請してから交付決定通知や振り込みまで、どのくらい時間がかかるか。	書類を受理した後、2週間ほどで交付決定通知をお送りします。 交付決定通知後、1か月以内に補助金を振り込みます。
27	治療を証明する書類として、どのような書類を出せばよいか。	がん治療を行ったことが分かる(氏名、病名や抗がん剤などの記載がある)ものを提出してください。特別な診断書等は必要ありません。 例)化学療法の説明・同意書、診療明細書、治療方針計画書、お薬手帳など
28	お薬手帳の写しを提出する場合、どのページが必要か。	抗がん剤の処方日、処方薬が分かるページを提出してください。 脱毛の副作用がある抗がん剤の処方確認が必要で、吐き気を抑える薬や便秘薬などの副作用を抑える薬のみでは証明書類となりません。
29	対象者本人が申請できない場合、代理で申請できるか。	原則として、対象者ご本人様に申請をお願いしておりますが、やむを得ない理由でご本人様が申請できない場合は、他の方に申請を委任することが可能です。 その場合は、申請書類に「委任状」を添付してください。 なお、補助金は申請者の口座へ支払います。
30	対象者が未成年の場合はどうすればよいか。	対象者が未成年の場合は、保護者の方が申請してください。その場合、委任状は必要ありません。
31	領収書の様式は決まっているか。	領収書の様式は問いませんが、申請者の氏名、購入日、購入金額、品名・金額の内訳の記載が必要です。 (購入物が補助対象品であることがわかるよう、医療用ウィッグや乳房補整具は「補整下着」、「補整パッド」又は「人工乳房」であることが記載されていること。)
32	領収書に金額の内訳の記載がないが、どうすればよいか。	購入明細書や納品書など、内訳の内容が分かるものを併せてご提出ください。
33	領収書の金額は補助金額を書いてもらうのか。	領収書の金額は、実際に支払った金額を記入してもらってください。補助金額ではありません。
34	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	店舗によってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は購入内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【購入内容が確認できる書類】 購入したウィッグや乳房補整具が掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等